

# 在宅子育て応援制度が始まります



平成29年4月1日から、**保育所などを利用せずに子育てに取り組む家庭**を支援する**黒潮町在宅子育て応援補助金**を開始し、未来を担う子どもたちが家族や地域とともに成長することを応援します。

## 補助対象者

3歳未満の子どもを子育て中の方々のうち、保育施設等を利用せずに(注)子育てに取り組んでいる方、または取り組むことを希望される方で、町内に居住しかつ住所を有する方

(注) 保育施設(認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育等事業実施施設または届出認可外保育施設)の利用に必要となる教育・保育給付を受けていない場合を指します。

## 補助金の額

第1子及び第2子の子ども：月額 20,000円

第3子以降の子ども：月額 30,000円

(注) 補助金は8月、12月および4月にそれぞれ前日までの金額を交付します。



## 主な流れ

- 補助金の交付を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記窓口まで提出をお願いします。また、申請には印鑑が必要になります。(申請書は下記窓口または町ホームページよりダウンロードできます)
- 出生の翌月から3歳の誕生月を最終として最大36ヵ月分を交付します。
- 対象となる子どもが町内に居住しなくなった場合や、保育施設等の利用が始まった場合には、補助金の交付は終了となります。

## 《ご注意ください》

平成29年4月1日時点で、補助対象者にあたる方は、6月30日までに申請していただくと4月分からの交付を受けることができます。6月30日を過ぎますと申請のあった月分からの交付となりますので、ご注意ください。

- 補助金に関する相談・申請は、下記の担当窓口までお願いします。

【本 庁】住民課 住基戸籍係

☎43-2800

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3701

